

東日本大震災の避難者の方々へ

愛知県弁護士会ニュース 2011年7月号

弁護士による 電話無料相談

毎週月曜～金曜 正午～午後3時

0120-431-990

※電話料・相談料とも無料です。

どんなことでもご相談下さい！

ご家族を亡くされた方への支援制度

○災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

→ 災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の方が亡くなった場合、最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。

支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、

⑥兄弟姉妹です。ただし、兄弟姉妹は、亡くなった方に配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもない場合で、かつ、亡くなった方と同居し、または生計を同じくしていた方に限り支給されます。

具体的な金額は市町村が決定します。

支給を求める窓口も市町村です。

○生命保険

→ 今回の震災により、生命保険をかけていた方が亡くなった場合、ほとんどの生命保険会社は保険金を支払うことを決定しています。保険会社に確認して下さい。

保険会社が分からない場合は、生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」に確認してみてください。

0120-001-731(月～金の午前9時～午後5時)

○労災保険

→ 震災が起きた際に工作中だった、あるいは通勤中だった方で、被害にあわれた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。

お近くの、労働基準監督署、労働局が窓口になります。

○亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった。

→ ほとんどの金融機関では、住宅ローンを組むときに、「団体信用生命保険」という保険への加入を義務付けています。住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。

住宅ローンの契約先に確認してみてください。

その他の色々な支援制度

○被災者生活再建支援制度

→ 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する制度です。二つの支援金が支給されます(震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
全壊等 100万円 大規模半壊等 50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(基礎支援金)
建設・購入 200万円 補修100万円 賃借50万円

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることになります。

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後建設により合計して200万円になるまで支給されます。

住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯が対象になります。「全壊等」とは、住宅が半壊し、又は、住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる場合を含みます。

申請先は、市町村です。申請期間は、基礎支援金が災害発生日から13ヶ月以内、加算支援金が災害発生日から37ヶ月以内です。

○災害障害見舞金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

→ 災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大で125万円を支給する制度です。

重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両腕の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等の場合を言います。窓口は市町村です。

○義援金

→ 国や都道府県、市町村に寄せられた義援金の配分が始まっています。

金額(第1次配分) ※金額は市町村ごとに多少異なります
死亡者・行方不明者1人あたり 35万円～

住家が全壊・全焼した世帯 1世帯当たり40万円～

住家が半壊・半焼した世帯 1世帯当たり20万円～

福島第1原発から30km圏内または計画的避難区域内の世帯
40万円

窓口は市町村です。

被災者の方も生活保護を受けることができます

→ 病気や障がいのある方はもちろん、健康に問題がない失業中の方でも、年金や仕事の収入のある方でも、その世帯の収入と資産が一定の基準以下であれば、収入との差額の保護費を受け取れます。

厚生労働省は、被災者の方については柔軟に対応するよう通知を出しており、自動車や土地・建物があっても保護が受けられる可能性があります。

生活保護の利用が認められると、生活費・住宅費のほか、医療費や介護サービス費が無料となり、小中高の学費の一部なども支給されます。生活保護を既に利用している方が義援金や法律に基づく給付金を受けた場合や、義援金等を受け取った後に生活保護の申請をする場合でも、「自立更生計画書」を書いて出せば、世帯の自立更生に必要な額はそのまま持つことができます。

相続放棄について特例ができました！

相続の基本

Q1 亡くなった人(被相続人)の財産は、誰が相続するの？

- 第1順位 子
 - 第2順位 親(子がいない場合です)
 - 第3順位 兄弟姉妹(子も親もいないばあいです)
- ※ 配偶者は常に相続人になります。

Q2 どんな割合で相続するの？

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 配偶者のみ | 配偶者が全部 |
| 配偶者と子 | 配偶者が1/2、子が1/2(子が2人なら1/4ずつ) |
| 配偶者と親 | 配偶者が2/3、親が1/3(両親ともいれば1/6ずつ) |
| 配偶者と兄弟姉妹 | 配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4(兄弟が3人なら1/12ずつ) |

Q3 借金も相続するの？

相続では、現金、預貯金や土地などの財産・権利も借金などの負債・義務もどちらも受け継ぐことになります。

Q4 借金を相続したくないときはどうしたらいいの？

相続放棄をすれば、借金を相続しないですみます。ただし、被相続人の財産や権利も放棄しなければなりません。
限定承認すれば、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の借金や義務を受け継ぐことになります。

Q5 相続放棄や限定承認はどうやってするの？

家庭裁判所に申し立て、手続きをします。

Q7 相続放棄や限定承認の手続きはいつまでにするの？

原則として被相続人が亡くなったことを知り、自分が相続人であることを知ったときから3ヶ月以内(熟慮期間)です。ただし、財産や借金は何もないと思っていたのに、後に借金があることを知ったときには、そのときから3ヶ月以内とされる可能性があります。
ただし、以下のとおり、特例ができましたので、ご注意ください。

Q6 気を付けることがありますか？

相続財産の一部を使ったり、相続の対象となる借金を支払うと、相続放棄や限定承認を出来なくなる可能性があります。
放棄や承認を決める前に、相続財産を使用したり、債務を支払わないように気を付けて下さい。
ただし、例外もありますから、弁護士会にご相談下さい。

相続放棄等の熟慮期間の特例

平成23年6月17日に成立した特例法により、一定の要件を満たした方は

相続放棄等の手続きを11月30日まで行えることになりました！

対象となる方

次の要件をいずれも満たす方

- ①平成23年3月11日において、一定の市区町村の区域(下記の対象区域)に住所を有していた方
- ②平成22年12月11日以降に、自己のために相続の開始があったことを知った方

対象区域

岩手県・宮城県・福島県	全市町村
青森県	八戸市・上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市・日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、
千葉県	千葉市美浜区、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
長野県	上水内郡栄村

平成23年11月30日までに相続放棄や限定承認の判断ができないときは、その前に家庭裁判所に熟慮期間伸長の申立をすることが必要です。